

平成25年 3月 5日
東日本高速道路株式会社

常磐自動車道 南相馬IC～相馬IC間における無料措置の継続について

平成25年3月31日(日)24時までとしている常磐自動車道の南相馬IC～相馬IC間(延長 14.4 km)の無料措置については、以下のとおり継続します。

1. 対象車両 : 全車両
2. 継続期間 : 平成26年 3月31日(月)24時まで

位置図

